

戦争をする国にするな

第57回定期大会で江東総合法律事務所の蒲田弁護士が安倍政権が進める「集団的自衛権」について法律家としての見解をのべました。



熱弁をふるう蒲田弁護士

「集団的自衛権」とは、自国と密接な国が武力攻撃された際に、自国が攻撃されていなくとも実力をもって阻止する権利のことをいいます。自衛隊は、日本が攻撃を受けたときに限って自衛権を行使する実力組織です。

平和外交や9条に基づく抑制的な専守防衛政策で、十分、日本の安全は保たれてきました。

米英によるイラク戦争に派遣された陸上自衛隊が、1発の銃弾も撃たず武力の行使をせずに、施設復旧や医療指導、給水といった人道復興支援に徹したのは9条の制約があったからです。

しかし、集団的自衛権の行使は、日本の防とは関係なく、自衛隊が海外で武力行使することです。

集団的自衛権が行使できるとなれば、アフガニスタン戦争で米軍とともに戦った英軍のように、自衛隊が米軍と一緒に武力行使できることとなります。また、イスラム国との闘いも自衛官が外国人を殺し、殺されるということなのです。

集団的自衛権行使容認の狙いは、海外の戦争に参加できる国に変えることにあります。

海外における武力行使に道を開き、大国による戦争に日本が加担することになります。憲法の平和主義と矛盾するものです。日本にあてはめれば、同盟国アメリカが攻撃された場合に、日本が攻撃されていなくとも反撃する権利を意味します。

「集団的自衛権」は国連憲章によって各国の固有の権利として認められていますが、日本は憲法9条の制約によって行使できない、という立場をとってきました。

安倍政権は、北朝鮮の挑発行為や中国の海洋進出など安全保障環境が厳しさを増すなか、従来の憲法9条の解釈を変更し、集団的自衛権を行使できるようにすることを目指しています。

安倍政権がこの憲法9条の解釈を見直して、専守防衛、日本に攻撃が無くても戦うのが新しい解釈である。

アメリカが戦争するときにアメリカに手をかすのが集団的自衛権であると政府が限定解釈をする

憲法96条を変える事は、むずかしいので憲法解釈で憲法を変えてしまう安倍内閣は絶対におかしい。

国民はこんな人は認めてはいけない